

北海道土地利用基本計画－第5次－（素案・原案）に対する
意見の提出状況等

1 素案に対する意見の提出状況等

意見の提出状況	意見への対応内容
(1) 北海道国土利用計画審議会（H29.8.30） 5件	別紙P 1～P 2
(2) 市町村長の意見聴取（H29.9.15～H29.10.12） 函館市 4件 旭川市 1件 名寄市 1件 中標津町 4件	別紙P 3～P 5
(3) 国との事前調整（H29.9.15～H29.10.12） 農林水産省 1件	別紙P 6
(4) パブリックコメント（H29.9.22～H29.10.23） 意見なし	別紙P 6
(5) 道庁各部等 5件	別紙P 7

2 原案に対する意見の提出状況等

意見の提出状況	意見への対応内容
(1) 北海道国土利用計画審議会（H29.11.24～H29.12.6） 1件	別紙P 8
(2) 市町村長の意見聴取（H29.12.15～H29.12.27） 旭川市 1件 音更町 1件	別紙P 8～P 9
(3) 国土交通大臣の意見聴取（H29.12.19～H30.1.24） 意見なし	別紙P 9

北海道土地利用基本計画－第5次－(素案・原案)への意見に対する対応内容

1 素案

(1) 北海道国土利用計画審議会

委員	項目	意見	対応
永野委員	第2-1-(3) 森林地域 (P 11)	・「国土保全」の中に入るかもしれないが、森林の持つ公益的機能としての「土砂災害流出防止機能」がもう少し謳われてもいいのかなと思う。	・ここでは、森林が「土砂の流出や崩壊などの山地災害の防止」に寄与することを「国土保全」と記載しているものであることから、「国土保全」を「 <u>山地災害の防止</u> 」に変更します。 (2か所)
大場委員	第2-1-(1) 都市地域 (P 9)	・「都市地域の土地利用については、低・未利用地や空き家等の有効活用、・・・」とあるが、都市地域の土地利用について、「空き家の有効活用」が土地利用なのかなとちょっと素朴に思った。	・原文のままとします。 (理由) 住宅地として利用可能な空間があるにもかかわらず、有効に利用されていない土地(空き家等)が存在しているという状況を踏まえ、土地の有効利用、土地利用の効率化という観点から、「空き家等の有効活用」を「低・未利用地」と並列して記述しています。
		・空き家に関しては、法律もできているので、総合的な対策を盛り込んでいただければなと思う。	・函館市からの意見も踏まえ、第1-3-(1)-ア「都市」の「特に、空き家については、今後も大幅に増加する可能性が高いため、」の次に、次の文書を加え、「一層の有効活用を図る必要があります。」を削除します。 <u>「空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングの推進や、地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用等を促進します。」</u>
迫田委員	第1-2-キ (P 2)	・この記載について異論があるということではないが、京都であれば歴史的まちなみや史跡が一体的に文化財的な価値を創出し、かなり開発圧力もあるので、形態規制というようなことが必要だというのは分かるのだが、北海道でこれに当てはまるものが現時点であるのだろうか。	・この記述は、歴史的なまちなみや史跡、名勝等の文化財そのものの価値だけでなく、その周辺環境を含めた一体的な風致が、地域固有の風情や情緒、たたずまいを形成している場合もあることから、文化財等を中心とした地域一帯の景観や環境を適切に保全しようとするものであります。 ・北海道の組織的な開発が始まるのは、明治2年に北海道開拓史が置かれてからですが、江戸時代から明治時代にかけてのニシン漁とその加工品の取引によって形成された江差町のまちなみ(その歴史的な経緯等を物語るストーリーは、文化庁の日本遺産に指定されています)、教会や洋館などが織りなす異国情緒あふれる函館市のまちなみなど、北海道にも開発の歴史を物語る文化財等が各地に存在しており、これらは北海道にとって貴重な財産として、将来にわたって残していかなければならないものと考えています。 ・なお、6ページの「ア 道南連携地域」の中では、「北海道新幹線や <u>歴史・文化遺産</u> の魅力を活かした地域づくり・・・。」と記述しています。

委員	項目	意見	対応
中村会長	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全等とある一方で、風力などの再生可能エネルギーの導入促進という記述があるが、自然環境にとって再生可能エネルギー関連施設の整備はマイナスの影響もある。整合性を取りますというような一文があってもいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1-2「道土利用の基本方向」に、「ク」として、次の文章を加えます。 <u>「大規模な太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。」</u> ・また、P7の「オホーツク連携地域」の再生可能エネルギーに関する記述において具体的なエネルギー源の記載がないので、次のとおり追記します。 <u>「林地未利用材や家畜排せつ物など地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進するなど・・・。」</u> <p>(参考) なお、「連携地域別の土地利用」においては、次のとおり記載しています</p> <p>P6 イ 道南連携地域 <u>「1次産業を支える森林や河川、海の環境を守りながら、風力やバイオマスなどによる再生可能エネルギーの活用等により、・・・。」</u></p> <p>P6 ウ 道北連携地域 <u>「自然環境や景観などにも配慮しながら、風力発電や太陽光などの発電施設に加え・・・。」</u></p>

(2) 市町村長の意見聴取

市町村名	該当箇所	意見	対応
函館市	第1 1 道土の状況 2 道土利用の基本方向 (P 1)	1 道土の状況 「～食料の安定供給のほか <u>道土</u> ・環境の保全など～」 2 道土利用の基本方向 「北海道の区域における国土（以下「 <u>道土</u> 」という。）は～」 (理由) 2で「以下「道土」という。」と記述しているが、1で既に「道土」が使われている。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・ 1 ページの「前文」 「この土地利用基本計画(以下「基本計画」という。）」は、北海道の区域における国土(以下「 <u>道土</u> 」という。))について、・・・」 ・ 1 ページの「2 道土利用の基本方向」 「 北海道の区域における国土(以下「道土」という。)) は、道民のための・・・」
	第1-3-(1) -ア 都市 (P 3)	・「～。特に、空き家については、今後も大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効活用を図る必要があります。」 ↓ 「～一層の有効活用 <u>等</u> を図る必要があります。」 (理由) ・ 空き家の状況は、改修なしで転用可能なものから危険性の高いものまで様々であるほか、今後は単純な人口減少のみならず、政策的な居住区域の誘導によっても空き家が生じていく可能性があると考えられる。 ・ 危険なものや居住地域から政策的に遠ざけたような空き家については、有効活用のほか、適切に解体・除却することなども表現に加えてよいと考える。	・ 北海道国土利用計画審議会から、「空き家に対する総合的な対策を盛り込んでどうか」というご意見も踏まえ、次のとおり修正します。 「特に空き家については、今後も大幅に増加する可能性が高いため、 <u>空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングの推進や、地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用等を促進します。</u> 」
	第1-3-(2) -イ 道南連携地域 (P 6)	・「～風力やバイオマスなどによる再生可能エネルギーの活用等により～」 ↓ 「～風力や <u>地熱</u> 、バイオマスなどによる再生可能 エネルギーの活用等により」 (理由) 近年、道南地域では資源量把握を目的とした地熱調査が活発に進められていることから、再生可能エネルギーの1つとして文言を追加してもよいと考える。	・ ご意見のとおり修正します。
	第1-2-ア (P 2) 第2-1-(2) -イ (P 10) 第2-1-(2) -ウ 及びエ (P 11)	・ P 2のアの「～食料の安定供給に不可欠な <u>優良農地</u> ～」とP 10のイの「～農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「 <u>優良農地</u> 」という。）～」 (理由) P 2の「優良農地」については既に注釈がつけられているが、意味が同じであればP 10の括弧書きは不要であり、異なるのであれば同一の語句を使用しない方がよいのではないかと。 ・ P 2のアの「～ <u>農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地</u> （以下「 <u>優良農地</u> 」という。）は、～」 ・ P 11のウの「 <u>優良な集団的農地</u> 内～」 ・ P 11のエの「 <u>集団的な優良農地</u> ～」 (理由) 細かく語句を使い分けているが、上記の「優良農地」に関する意見と併せ、表現を整理すると、より解りやすいのではないかと。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・ 10 ページのイ 「・・・、 農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地 （以下「 優良農地 」という。）は、・・・」 ・ 11 ページのウ 「 <u>優良な集団的農地</u> 内を通る・・・」 ↓ 「 <u>集団的な優良農地</u> 内を通る・・・」

市町村名	該当箇所	意見	対応
旭川市	第1-3-(2)-ウ 道北連携地域 (P6~7)	<ul style="list-style-type: none"> 「地理的特性を活かし、ロシア極東地域との経済・文化交流を推進するための土地利用を進めます。」とあるが、具体的にどのような土地利用を想定しているのか。 	<p>次のようなものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 物流拠点となる港湾や空港などの整備やこれらへのアクセス道路の整備、 空港や駅などの交通拠点と観光地間の交通ネットワークの充実 文化活動拠点等として空き地、空き家を有効活用
名寄市	第1-2-ウ (P2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年台風10号では、岩手県岩泉町の高齢者施設が被災し、問題となった。水防法でいう要配慮者施設に関しては、各都市において人の住まない所に建っている、小規模化している等の状況が多くあり、全国でも13,000箇所を超える高齢者等施設があるとされており、また、避難支援が必要な方が増えている状況である。 一方、当市では、川沿いにマンションが次から次に建築されている。 国は、堤防などのインフラ整備の対応に限界があることから、避難対策の強化を中心として進めている。 河川の洪水対策では、平成28年10月末、水防法の改正による想定最大規模の降雨による浸水想定のほか、浸水継続時間、家屋倒壊ゾーンが公表されたが、避難対策の強化だけでは、安全安心は達成できないと考えている。 滋賀県では、水害リスクが高い状況から、2014年に「滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年3月31日滋賀県条例第55号)」を施行し、200年に1回程度の大雨で3m以上の浸水が予測される地域を浸水警戒区域に指定し、住宅を新築・増築する際には、敷地をかさ上げする等想定の水位より高い位置に設けるよう義務付けている。 また、滋賀県の取り組み事例のほか、要配慮者施設を安全な場所に建築するよう一定の制限をかけることも考えられ、全道的にも制度化が必要ではないか。自治体の避難支援の取組や防災力向上だけでは、激甚化、局地化する自然災害の力にはとても対抗できない。 より具体的な北海道の土地利用に関する取組の実践(特に滋賀県の取組及び安全な所への要配慮者施設の建築等)を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道土地利用基本計画は、国土利用計画(北海道計画)を基本に策定することとされており、本年3月に策定した国土利用計画(北海道計画)では、今後、地球温暖化に伴う気候変動により、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念されることから、安全・安心な土地利用に向け、「中長期的な視点から、ハザードマップの情報を活用するなど地域の状況を踏まえつつ、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることが重要である」などとしているところです。 これを受け、北海道土地利用基本計画では、「災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限するなど安全・安心を実現する土地利用を進める」としているところです。 なお、北海道土地利用基本計画では、具体的な土地利用規制については、都市計画法や森林法など個別規制法を通じて、その実効性を確保することとしています。 ご意見については、庁内関係部署で共有するとともに、今後の道の施策推進の参考とします。
中標津町	第1-2-カ (P2)	<ul style="list-style-type: none"> 景観についての項目なのに「環境」配慮という表記はどうか。例えば「良好な景観形成の推進」など。 各市町村で策定している景観計画等に対する考え方が見えないが。 	<ul style="list-style-type: none"> ここでの「環境」とは、自然「環境」や地球「環境」ではなく、開発行為が行われる位置や建築物の形態・意匠など景観に影響を及ぼす周囲の状況を意味しています。(例えば、住「環境」、生活「環境」などと表現する場合) 北海道土地利用基本計画は、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用に関する基本的な考え方を示すとともに、都市的土地利用と農林業的土地利用が競合する場合などにおける土地利用の優先順位や誘導方向などを示した計画であり、具体的な土地利用については、都市計画法や森林法、自然公園法など個別規制法に基づく諸計画を通じて、その実効性を確保することとしています。

市町村名	該当箇所	意見	対応
(中標津町)	第1-2-ウ・カ (P2)	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入推進について、ソーラーパネル等の設置は全国的に問題となっていることから、立地に際しての防災・景観等について記載してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、第1-2「道土利用の基本方向」に、「ク」として、次の文章を加えます。 <u>「大規模な太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。」</u>
	第1-3-(2)-カ 釧路・根室連携地域 (P7~8)	<ul style="list-style-type: none"> 釧路・根室連携地域について、「北方領土に隣接した地域」と記載されている。北方領土は当地域に含まれるものと思うが、この表現では違和感を感じる。また、北方領土返還に至っていない状況にあるが、固有の領土である北方領土の土地利用に関して、方向性を示せなくとも現状や課題があってもよいのでは。 北方四島との交流について、現在様々な動きがあるので、もう少し重視する表記をお願いできないか。 北方四島との交流拠点づくりに向けた土地利用を推進する旨が記載されているが、北海道で想定している交流拠点の具体的なイメージが見えない。また、「交流拠点づくり」とは共同経済活動も含めて想定したものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道土地利用基本計画は、北海道の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用に関する基本的な考え方を示しているもので、具体的な土地利用については、土地利用に関する個別規制法に基づく諸計画に委ねています。 「北方四島との交流」については、その拠点づくりとして、 <ul style="list-style-type: none"> 四島交流での訪問、受け入れの玄関口となる根室港及びその周辺市街地の整備 北方領土問題の普及・啓発及び四島交流に資する施設整備における空き地、空き家の有効活用 などが考えられます。 なお、共同経済活動に関しては、現在、その内容について日ロ両国間で協議中でもあり、現時点では、共同経済活動を想定したものではありませんが、今後、共同経済活動の内容が具体化されれば、それを踏まえた土地利用のあり方の検討が必要になると考えます。

(3) 国との事前調整

省 庁 名	該 当 箇 所	意 見	対 応
農林水産省 農村振興局 農村計画課	<p>第2-(4) 自然公園地域 (P12)</p> <p>・「イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項の特別地域をいう。）については、・・・」</p>	<p>・「イ 特別地域（上記アの特別保護地区を除く自然公園法第20条第1項又は第73条第1項の特別地域をいう。）については、・・・」</p> <p>(理由) 自然公園法第20条第1項による特別地域は、アに記載されている第21条第1項の特別保護地区も含まれるため。(表現の適正化)</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>・「ア」の特別保護地区に関する記述を、「イ」の特別地域に関する記述の中で記載する。</p> <p>・「イ」を「ア」とする。</p> <p>「ア 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項の特別地域をいう。）については、・・・開発行為は極力避けるものとし、特別保護地区・・・景観の厳正な維持を図るものとし、」</p> <p>(理由) 「特別地域」は、P14の(3)のア、イ、ウ、(6)のア、イでも記述しており、これらは特別保護地区を含む特別地域全体を指していることから、特別地域から特別保護地区を除いてしまうと、不適切な記述となるため。</p> <p>・「ウ」を「イ」とする。</p>

(4) パブリックコメント

意見なし

(5) 道庁各部等

部 等	該 当 箇 所	意 見	対 応
総合政策部		<p>・「前文」などに、下記の記載例を参考に、計画の位置づけ記載することを検討していただきたい。</p> <p><記載例></p> <p>①本計画は、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画です。</p> <p>②本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するものです。</p> <p>・「第1 土地利用の基本」などに、SDGsに関する動向(SDGsが国連で採択された旨等)について記載することを検討していただきたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、前文(P1)に次のとおり記載します。</p> <p>「<u>また、基本計画は、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画です。</u>」</p> <p>・P1「第1-2 道土利用の基本方向」の前書き部分で「道土の利用に当たっては、道土の安全性を高め持続可能で豊かな道土の形成を目指し、道土を適切に管理し、自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用し、災害に対する安全な土地利用を進めます。」と記載し、本計画が食料安全保障や水・衛生の持続可能な管理、持続的な都市、生物多様性などSDGsの達成に資するものでもあることから、この文章の後に、次の文章を加えます。</p> <p>「<u>なお、このような土地利用を進めることは、食料安全保障や水・衛生の持続可能な管理、持続的な都市、生物多様性など国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成にもつながります。</u>」</p>
環境生活部	第1-3-(1) ウ 自然維持地域 (P5)	<p>・次のように修文</p> <p>「また、適正な管理の下で、・・・、生物多様性に関する取組の重要性を社会に浸透させ、・・・。」</p> <p>(理由) 生物多様性条約などで使用されている表現に統一。</p>	<p>・ご意見のとおり修正します。</p>
水産林務部	第2-1-(3) 森林地域 (P11)	<p>・(前書き)</p> <p>「・・・、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう・・・。」</p> <p>↓</p> <p>「・・・、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう・・・。」</p> <p>・「ア 保安林・・・生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることなどから、・・・。」</p> <p>↓</p> <p>「ア 保安林・・・生活環境の保全等の公益的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることなどから、・・・。」</p> <p>(理由) 北海道の地域森林計画等での表現とするため。</p>	<p>・ご意見のとおり修正します。</p>

2 原案

(1) 北海道国土利用計画審議会

委員	項目	意見	対応
永野委員	第2 土地利用の原則及び調整（前書き） (P 9)	<p>(原文)</p> <p>・「土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保護地域の五地域ごとに設定の趣旨並びに次に掲げる・・・。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(意見)</p> <p>「土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び 自然保護地域の五地域に分類し、各地域ごとに設定の趣旨並びに次に掲げる・・・。」</p> <p>(理由)</p> <p>会合等ではよく五地域という表現が用いられるが、実務担当者なら常識と思われる表現も、知識のない者からすれば、五地域とは何か？という疑問が湧いてくると思われる。</p> <p>また、P 9以降の記載内容を見ても、いつの段階で五地域に分類したというのが分かり難い。</p> <p>P 9でもある程度の説明はなされているが、もう少し分かり易い表現で、明確に分類する旨の記載があれば良いのではないかと考える。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「土地利用は、<u>道土について土地利用基本計画図に示されたより地域設定した</u>都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、<u>設定の趣旨並びに次に掲げる</u>・・・。」</p>

(2) 市町村長の意見聴取

市町村名	該当箇所	意見	対応
旭川市	第2-3 水資源保全地域の土地利用 (P 15)	<p>・「水資源の保全に支障をきたすおそれのある土地利用は、極力避けるものとします」は、「水資源の保全に支障をきたすおそれのある土地利用は、避けるものとします」としてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>水源地及び水源かん養地域の取得による水資源への影響を考慮する必要があると考えるため。</p>	<p>原文のままとします。</p> <p>(理由)</p> <p>・北海道水資源の保全に関する条例(以下、「水資源保全条例」という。)に基づき、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を策定しており、この基本指針において、水資源保全地域内の土地所有者等は、「水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努める」こととしています。</p> <p>・これは、水資源保全条例が、水資源保全地域における土地利用を規制するものではなく、適正な土地利用に誘導することを目的としていることから、土地所有者等が配慮すべき事項として、「極力避ける」としているものです。</p> <p>・基本計画では、上記基本指針を踏まえ、水資源保全地域における土地利用のあり方について記述しています。</p>

市町村名	該当箇所	意見	対応
音更町	第1-3-(2) - オ 十勝連携地域 (P7)	<p>・第4次計画には「企業立地や産業の集積の促進」、「観光や物流等の交流拡大推進」等の記載があるが、第5次計画(原案)ではそれらの具体的な記載が削除されている。平成28年7月策定の十勝連携地域政策展開方針においても、企業誘致の促進や滞在型観光の拡大等が地域の課題として挙げられており、また、帯広空港の民営化に向けた動き、十勝港との連結を見据えた帯広・広尾自動車道の整備促進をはじめ、交通インフラを核とした産業振興、観光・物流の交流拡大等を現在進行形で進めているのが実態であると考えてるので、これらの記載は第5次計画においても継続して反映させるべきと考える。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「・・・、広大な土地を利用した大規模な畑作や酪農・畜産の生産基盤の整備を促進し、<u>するとともに、ものづくり産業など経済波及効果の高い企業立地を促進するための安全で良質な農畜産物が供給できるよう土地利用を進めます。</u>」</p>

(3) 国土交通大臣の意見聴取

意見なし
